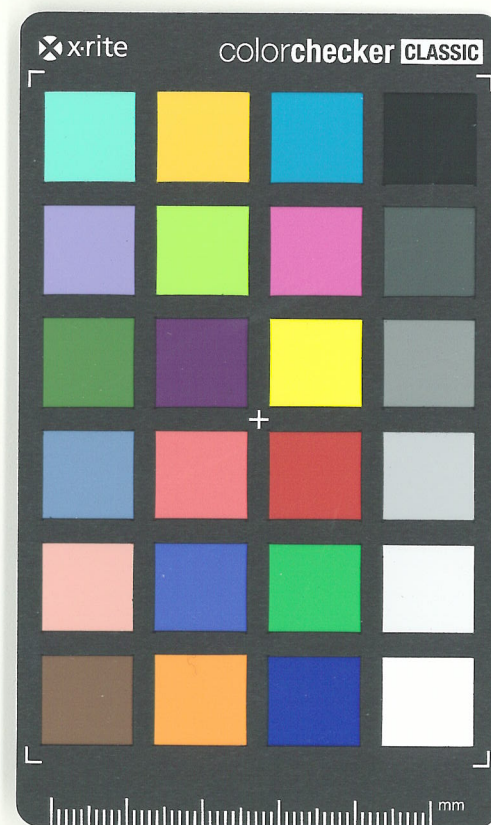


昭和四十九年（十一月一日開会）
第三回臨時会（十一月二日閉会）

日野市議会議録

（第四十三号）
第四十四号

日野市議会



昭和四十九年 日野市議会会議録目次
第三回臨時会

○十一月一日(第一日)

午後五時四十五分開会

午後十一時二十五分散会

出席議員

欠席議員

出席説明員

議事日程

開 会

会議録署名議員の指名

会期の決定

(議案上程)

議案第一二〇号 日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第一二一号 日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第一二二号 日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第一二三号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第一二四号 昭和四十九年度日野市一般会計補正予算(第三号)について

議案第一二五号 昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算(第三号)について

議案第一二六号 昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第三号)について

議案第一二七号 昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第三号)について

議案第一二八号 昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第二号)について

1

1

2

2

5

5

5

5

5

5

7

8

15

15

15

15

15

議案第一二九号	昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第一号)について	15
議案第一三〇号	昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算(第二号)について	15
議案第一三一号	多摩平幹線二号线歩道設置及び、舗装新設工事請負契約の締結について	17
議案第一三二号	日野市立高幡台地域福祉会館(仮称)追加工事請負契約の締結について	17
報告第一二二号	日野市平山六丁目八番地先、北野街道滝台橋入口付近の市の義務に属する交通事故の専決処分報告について	20
報告第一一三号	日野市高幡六十八番地先、七生支所交差点内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について	24
散	会	24

○十一月二日(第二日)

午前十一時二分開議

午後一時五十八分開会

出席議員		25
欠席議員		25
出席説明員		26
議事日程		26
開	議	29

(委員会審査報告)

議案第一二三号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	30
議案第一二〇号	日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第一二二号	日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	40
議案第一二二四号	日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	41
議案第一二五号	昭和四十九年度日野市一般会計補正予算(第三号)について	46

閉

会

議案第一二七号	昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算(第三号)について	46
議案第一二八号	昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算(第二号)について	46
議案第一二九号	昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算(第一号)について	47
議案第一二六号	昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第三号)について	47
議案第一三〇号	昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算(第二号)について	47
議案第一三一号	多摩平幹線二号线歩道設置及び、舗装新設工事請負契約の締結について	48
議案第一三二号	日野市立高幡台地域福祉会館(仮称)追加工事請負契約の締結について	48
閉	会	49

十一月一日 金曜日 (第一日)

昭和四十九年
第三回臨時會

日野市議會議錄

第四十三号

十一月一日金曜日 (第一日)

出席議員 (二十九名)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番	番
滝瀬	滝瀬	奥住	正国	鈴木	橘垣	板垣	黒川	林	谷	剣持	石坂	竹上	米沢	市川	清水	芳雄
政吉	敏朗	芳雄	大治	美奈子	祐子	正男	重憲	重義	栄吉	佐吉	勝雄	武俊	照男	芳太郎	芳太郎	芳雄
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

十六番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番
秦山	杉山	高橋	佐々木	大柄	大下	本間	一ノ瀬	日野	吉富	三浦	飯山	島村	名古屋
正一	寅三郎	通夫	昭雄					源隆	繁枝	重春		孝茂	史郎
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	市 長	田 喜美男 君	福祉部長	田 中 若一 君
助役	市 助	川 恒 雄 君	病院事務長	遠 藤 政 之 君
収入役	市 入	川 晴 夫 君	水道部長	成 井 正 夫 君
企画財政部長	加 藤 一 男 君	教 育 長	倉 成 秀 作 君	
総務部長	杉 本 好次郎 君	教育庶務課長	落 合 秀 作 君	
生活環境部長	松 村 清 榮 君	秘書課長	小 山 哲 夫 君	
市民部長	赤 松 行 雄 君	職員課長	加 藤 一 郎 君	
建設部長	篠 崎 美 雄 君	契約課長	伊 藤 正 吉 君	
都市整備部長	中 島 武 男 君			

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長	田 倉 高 光 君	書記	川 上 輝 子 君
書記	朝 倉 敏 夫 君	書記	深 海 弘 子 君
書記	鈴木 晴 彦 君	書記	安 原 清 美 君

議 事 日 程

昭和四十九年十一月一日(金)
午後一時開会

- 一、 会議録署名議員の指名
- 二、 会期の決定
- 三、 議案第二二〇号 日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 四、 議案第二二一号 日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 五、 議案第二二二号 日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 六、 議案第二二三号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 七、 議案第二二四号 昭和四十九年度日野市一般会計補正予算について(第三号)
- 八、 議案第二二五号 昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第三号)
- 九、 議案第二二六号 昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第三号)
- 一〇、 議案第二二七号 昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第三号)
- 一一、 議案第二二八号 昭和四十九年度日野市立総合病院事業特別会計補正予算について(第二号)
- 一二、 議案第二二九号 昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第一号)
- 一三、 議案第二三〇号 昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第二号)
- 一四、 議案第二三一号 多摩平幹線二号线歩道設置及び舗装新設工事請負契約の締結について
- 一五、 議案第二三二号 日野市立高幡台地域福祉会館(仮称)追加工事請負契約の締結について
- 一六、 報告第一二二号 日野市平山六丁目八番地先、北野街道滝合橋入口付近の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について
- 一七、 報告第一二三号 日野市高幡六八番地先、七生支所交差点内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について

(総務委員会審査報告)

- 一八、 議案第二二〇号 日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 一九、 議案第二二一号 日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 二〇、 議案第二二二号 日野市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 二一、 議案第二二三号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(総務、厚生、都市計画産業建設、文教委員会審査報告)

- 二二、 議案第二二四号 昭和四十九年度日野市一般会計補正予算について(第三号)

(厚生委員会審査報告)

- 二三、議案第一二五号 昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について(第三号)
二四、議案第一二七号 昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算について(第三号)
二五、議案第一二八号 昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算について(第二号)
二六、議案第一二九号 昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について(第一号)

(都市計画産業建設委員会審査報告)

- 二七、議案第一二六号 昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について(第三号)
二八、議案第一三〇号 昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について(第二号)
(総務委員会審査報告)
二九、議案第一三一号 多摩平幹線二号線歩道設置及び舗装新設工事請負契約の締結について
三〇、議案第一三二号 日野市立高幡台地域福祉会館(仮称)追加工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第一から一七まで

午後五時四十五分開会

○議長(大下 博君)

これより昭和四十九年第三回日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十八名であります。

次に日程第一会議録署名議員の指名については議長において指名したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認め十番谷栄吉君、十一番剣持佐吉君を指名いたします。

おはかりします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

都合により暫時休憩いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後五時四十八分休憩

午後十時 七分再開

○議長(大下 博君)

休憩前に引き続き会議を開きます。日程第二会期の決定を議題といたします。まず議会運営委員長報告を求めます。

(議会運営委員長登壇)

○議会運営委員長(板垣正男君)

議会運営委員会

の審査の結果について御報告申し上げます。長時間かかりまして日程を確認いたしました。本日は議案十五件、報告案件二件これを上程いたしました。委員会付託まで行ないません。今日、明日の二日間の日程が決定されておりますので、明日九時から委員会を開催いたしまして十時から本会議を開会いたしまして、午前中にすべての議案を終了させるとこういう確認をいたしました。今後の審議の進行について議員の皆さんに御協力をお願いしたいと思ひます。以上議会運営委員会の確認事項について御報告申し上げます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長(大下 博君)

ただいまの議会運営委員長報告のとおり議事日程及び会期を決定するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認めます。

よって会期は本日より十一月二日まで期日二日と決定いたします。

おはかりいたします。この際議案第一二〇号日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二号日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二号日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を一括議題といた

したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認め議案第一二〇号、一二二号、一二三号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。(市長登壇)

○市長(森田喜美男君) 議案第一二〇号、一二二号、一二三号につきましてはそれぞれの提案理由の説明を申し上げます。第一二〇号は昭和四十九年八月十六日、日野市特別職報酬審議会の答申に基づいて議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものであります。改正内容といたしましては、報酬の額を議長現行月額十一万円を十六万円に、副議長現行月額九万円を十四万円に、議員現行月額八万円を十三万円に改正するものであります。

議案第一二二号についての御説明をいたします。本議案も日野市特別職報酬審議会の答申に基づいて日野市長等の給与に関する条例の一部を改正するもので、改正内容といたしましては市長、現行月額二十八万円を三十二万円に、助役現行月額二十四万円を二十八万円に、収入役現行月額二十一万五千円を二十五万五千円に、固定資産評価員月額二十万円を二十四万円に改正するものであります。

第一二二号につきましては本議案も日野市特別職報酬審議会の答申に関連して、日野市教育委員会教育長の給与等に関する

条例の一部を改正するもので、改正内容といたしましては、現行月額二十一万五千円を二十五万五千円に改正するものであります。なお教育長は勤務については一般職に準ずる常勤の職員である関係から、四月一日に遡及して適用するものであります。以上三件よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(大下 博君) 関係部長から詳細説明があれば求めます。

(「詳細説明省略」と呼ぶ者あり)

○総務部長(杉本好次郎君) ありません。

○議長(大下 博君) これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十八番(杉山寅三郎君) この点ではさきほど全

協の中でいろいろな方面から質疑というよりも、いろんな意見も出されましたし、私今回発言しているのはさっきの全協の内容を十分参酌されました総務委員会で十分審議していただきましたということのみを申し上げたいと思います。終わります。

○議長(大下 博君) ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。吉富繁枝君。

○二十六番(吉富繁枝君) 本件の議案の内容についてはないんですけれども市長の提案のし方について意見を申し

○議長(大下 博君) ほかに御意見ありませんか。

なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一二〇号日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二号日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二号日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思ひますがこれに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御意見ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第一二三号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

(市長登壇)

○市長(森田喜美男君) 議案第一二三号につ

きましては提案理由の説明をいたします。本議案は昭和四十九年度人事院勧告及び日野市職員組合の要求に基づき財政状況・部下各市の給与と改定状況等を勘案し、組合と交渉の結果合意をみましたので改正いたしたく提案するものであります。改正額は前給料表で平均引上率実質二・二%、引上額実質二万八千九百九十八円となり、また諸手当では扶養手当を配偶者一千五百円。それ

の他一千円。住居手当を一千円それぞれ引き上げ、四月一日にさかのぼって実施いたしたのでよろしく御審議をお願いいたします。以上であります。

○議長（大下 博君） 関係部長において詳細説明があれば求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君） 全協の中で御説明いたしました、そういうふうなことで特別ございません。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一二三号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第一二四号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

議案第一二四号の提案理由の

ま助役のほうから提案理由の説明がございましたとおり特に付け加える点はありませんが、若干補足をいたしますと、説明書のほうで説明を申し上げたいと思います。今回の補正総額はただいま助役のほうから申し上げましたとおり五億一千七百七十七万七千円、歳入歳出ともでございます。その補正内容の主なものとしては一般職の職員並びに特別職の給与と規定に伴います需用額がほとんどでございます。その他の要素といたしましては一五ページ一六ページにございます減額で、二億一千五百三十七万三千円。公有財産購入費の減額、これは当初予算におきまして計上いたしました公有財産購入費一億一千五百萬強。それから南平小学校の改築といたしまして、東京都のほうから購入いたしました土地代金の減額でございます。南平におきましては当初十七万円で計上いたしました、これが十四万円で購入ができた、若干端数はございますが、その差額をここで減額をいたしましたものでございます。合わせて二億一千五百三十七万三千円の減額でございます。それから二二ページ、二二ページにございます二千万円でございますが、これはのちほど御審議をいただきますが、国保会計に対しますところの繰出金の減額でございます。それからさらに二五ページ二六ページの法外援護費といたしまして、百五十五万一千円の追加をいたしてございます。これは今回、法外援護費といたしまして東京都のほうから交付されますそのまゝの数値を算出で

説明を申し上げます。

本議案は昭和四十九年度日野市一般会計補正予算第三号であります。今回の補正総額は五億一千七百七十七万七千円で、予算総額は百三億二千二百九十七万一千円となります。人事院勧告に基づく公務員給与改定に伴い人件費として六億一千七百七十四万六千円の歳出を計上いたしました。そのほか生活保護法外援助費百五十五万一千円。市立病院会計補助一億四千三百三十六万五千円。下水道会計への繰り出し六百九十二万四千円であります。なお水路整備事業一億円を債務負担行為として計上いたしました。さらに公有財産購入費より二億一千五百三十七万三千円の減額を行ない国民健康保険特別会計繰出金の減額二千万円。予備費については一千六百四十三万六千円の減額といたしました。

歳入については市税、地方譲与税、自動車取得税、交付金及び都支出金で合計五億一千七百七十七万七千円であります。詳細につきましては関係部長より説明をいたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君）

歳入歳出全般及び第二表債務負担行為補正について関係部長から説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

それでは議案第一二四号につきまして御説明を申し上げますと存じます。ただい

みたわけでございます。それから二九ページから三〇ページにわたります一億四千三百三十六万五千円、これは病院会計に対しますところの補助金でございます。この内容といたしましては、職員のベース改定に伴いますところの需要額でございます。それからさらに三五ページから三六ページにわたります六百九十二万四千円も下水道会計に対しますところの人件費相当の繰出金でございます。それから最後の四三ページ、四四ページにわたります予備費の減額、一千六百四十三万六千円をいたしたわけでございます。そのほかは全額特別職並びに一般職に対しますところの給与改定に伴う費用でございます。

さらに第二表、助役のほうから説明ございましたように、水路改修の債務負担行為といたしまして一億円の計上をいたしたわけでございます。詳細につきましては委員会御説明をさせていただきますと思います。たいへん簡単でございますが説明を終わります。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

第二表の債務負担行為の一億円、これについては水路の整備事業というんですが、もっと詳細に説明してください。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）

御説明申し上げます。プ

リントで概略図が、赤線が入ったのが渡っていると思います。今年の七月ないし九月にかけまして、もちろん大雨が降りました。しかしながら二〇ミリ前後でも仲井の山下地域には浸水があるというように、この浸水を食い止めるにはどうしたらいいだろうかということで、関係の課長が集まりまして、九月十月と検討をし、実踏をしたわけです。その中でやはり中央高速道路の北側に約二メートルないし一メートル五〇のいわゆる段地があるわけです。その段地に一・五メートル掛ける一・五メートルくらいのボックスカルバートを入れることによって現在の水はけをさらに多くできると同時に、側道が現在四メートルでありますから五メートル五〇ないし、六メートルの道路が確保できる、こういうようなことを考えまして、特に問題なのはすぐその市場のわきの縦断します都道これにはガスパナリ電々のケーブルが入っているわけですから、サイフォンの推進工法をしなければならぬ。さらにその向こうのほうにも若干そういうものがあるであろうということで、第三号補正というふうに盛ったわけです。内容につきましては中央高速道路のバス停があるすぐわきのところに枝が出ておりますが、そこまですボックスカルバートを入れる、その下につきましては高速道路をまたいでいる時点の水門の改修、さらにその兩岸のかさ上げ、さらに下のほうにつきましては赤い線のところを浚渫、護岸をかさ上げする、こういうことが一応の計画であります。さ

らにその山下より付近のいわゆる浚渫等も一応考えております。それからここに今、予算がございませぬけれども、電建団地という、多摩川のグラントの下に細いみみずのようになっているのが根川の本線でございます、ここがほとんどが民地があるわけです、したがってこの民地はどうしてできたかといえます、従来この辺がいわゆる多摩川の堤防の中であつた、もちろん堤防がなかったということで、こういうような形に昭和十四・五年ごろにこういう形になっているということで、建設省のほうも問い合わせたんですけれども、記録等がございせんので、たまたま新井石田のほうから寄付になった地域に将来は予算との関係もありますし、また補助金等の獲得、こういうことから黒く点線に出ております辺は、やはり相当大きな排水路を造る必要があるだろう、これらにつきましては当然万願寺の区画整理、こういうものを一応念頭に入れます、二重投資にならないように、しかし当面どうしてもやらなければいけないものについては二重投資にならない、また若干なるとしても最小に食い止めるということで、やはり上のほうの分散する下のほうに大きな被害をさらに起こすということについては十分配慮の中で、いわゆる流水の量、面積、こういうものを確保いたしてまいりたい、こういう考えで債務負担行為をお願いしたわけでございます。

その理由のさらに二としましては、この事業がたとえば今年

の三月三十一日で完成できない、どうしても工期的に六月ないし七月に当たるわけでありまして、もし単年度事業でやれというのも非常に無理でございます。ということは、二年度にまたがって来年度に繰り込むということから四十九年度、五十年年度の債務負担行為、こういうふうにお願ひをするわけでございます。以上です。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

これは川下のほうから続くことになっているわけですか。これはどういうことに……。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）

一番基本的には川下からやるのが一番よろしいわけですが、今年のいわゆる浸水した地域が即今年川下をやって間に合うかといえますと、建設省の認可補助の申請、こういうことがあるわけです。とりあえず今年の二の舞を来年の雨期には起こさないように最大の努力をするというのが大きなねらいでありまして、もちろん下のほうから整備をするということは当然でございますけれども、しかしそれでは上のほうの救済ができない。また下のほうについても十分配膳して恒久的なものにつきましてはやはり建設省の指示、堤防のきわでもありますから、相当堅固のコンクリート打ちをしなければならぬ。そういうことから時期的にもなかなかむずかしい。したがって今年はその辺の、もちろん地主

さんの了解ですが、浚渫をして川幅を若干流量を多くするように、こういうことをしませんが、来年の雨期には間に合わないわけでありまして、やむなくそういうことをするわけです。できれば単年度で下から上までできるのが望ましいんですけども、予算的にないし工期的にも非常にできない、こういう苦しい立場にありますので、私たちの頭の中ではこれが最大の方法ではなからうか、こういうふうに考えております。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

この件につきましては地元が相当異議があるというふうなことで、市のほうにも市長のほうに申し出があったというふうなうわさを聞いています。そういう点はどうなっているでしょうか。

○議長（大下 博君）

市長答弁。

○市長（野田喜美男君）

溢水を、手段を講じまして雨水排水を早く処理するルートを作ろうということでございまして、説明を十分行なっていけば異議はないものというふうなことを考えております。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

異議はないと思われるわけですが、その時点の話し合いはどういうことになっておりますか。

○議長（大下 博君） 市長答弁。

○市長（森田喜美男君） 別段、このことに触れられたいというふうには思っておりません。

○議長（大下 博君） 高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君） 施行に当たっては問題のないように地元とよく話し合ってもらいたいと思います。

○議長（大下 博君） 谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） 今日も新井、石田、地元の自治会長さんでございすか、この問題につきましていろいろ今までの経過と、それから今後を見通した中である程度承ったわけでございすますが、処理場の問題、またそれにまつわる問題でございまして、処理場を解決した中でならばけっこうだけれどもまだ処理場の問題が話し合いの中で過程で解決できておらないので、それがすむまでは水を一切流してもらって困るんだ、こういうふうな答が返ってきております。その点どういうふうに市長部局のほうで受け止めておるか、その点をお聞きたいと思ひます。

○議長（大下 博君） ちょっと谷議員、そういう話が市に申し入れてあるということですか。

（十番議員「そういうことです」） 市長。

○市長（森田喜美男君） ことは特に雨が多かった関係でいろいろ低い方面に迷惑をかけていたわけです。議会か

らもそういう御指摘はたびたびございましたわけで、それらに本格的に取り組む手段はどうすればいいかということで、理事者のほうでこういうふうな方策を立てたわけであります。話し合いを十分いたしまして実現をさせていただきたいと思っております。

○議長（大下 博君） 谷 栄吉君。

○十番（谷 栄吉君） どうも市長からの答弁でございすますが、石田、新井の自治会長さんの話とはちょっと食い違っておりますが、私も私としては一番それが心配をしておったわけでございすけれども、前回、議会でもこのことの話し合いを円滑にしろというところは申し入れてあるわけですが、どうも今日の地元からの答では市長が今答弁したこととはおよそ違ったようなものが出ておりますので、その点もう少し確認しておいていただきたいと思います。要望して終わります。

○議長（大下 博君） 本間 久君。

○二十三番（本間 久君） 今、谷議員からちょっと発言ありましたけれども、この根川の改修、日野用水ですが、改修工事について、この流れる川は第一日野万、それから下田自治会をずっと入ってきているわけですね。流れて。そうしますと今、新井、石田の自治会がこの用水を流させないということになるんじゃないかと思うんですが、処理場の問題とはこれ

○議長（大下 博君） 建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君） 発言が悪かったわけですが、実は本格的には処理場から西のほうに黒く点線で載っております。これが多摩川の堤防ぎわに今後新設をしたい、こ

とは関連しないんじゃないかと思うんです。むしろそうしててもらうては困るわけですからね。今までも議会たびたび質問してきましてけれども、やはり今年の雨、あるいは去年の雨の中で相当被害をこうむっている地域があると、これはここだけではありせんけれども、とにかく一番ひどいところをまず川上から直していこうという理事者の考え方に私は敬意を表するわけですが、ただ一点篠崎建設部長に御答弁願いたいと思うんですけれども、下からやるのか、上からやるのかという高橋さんの質問がありましたけれども、これはかりに双方からやった場合についても、あるいは下からやるだけでは問題解決にならない、上の問題もあるんだという答弁もありましたけれども、かりに同時に進めたとした場合でも、あるいは上からやった場合にしても来年になりまして、またまた下のほうの工事が進まなかったということで、またまた水の被害を受けるというようなことがあってはならないんじゃないかと私は思うわけです。その点についてその辺の保証というふうな形であまり大上段に構えちゃいけないんですけれども、その辺の説明をもうちょっと端的にそういう被害はないようにするというような形の答弁がほしいと思うんですが、両方というふうなことで結局両方だと結局、また下に被害がこうむるんじゃないかなと心配するわけですけれども、その点について心配を地元住民に与えないような御努力願いたいと思うんですが。

いう計画であります。この中にはほとんどが新井、石田のほうから寄付になった用地に充てたい。また地元のほうにもこの南側に水がのたっているような川、これが民地が非常に多いわけですから、民地と雑地というようにすることで、下のほうに付け替えてほしい、こういう要望があるわけです。しかしさきほど申し上げましたとおり建設省の認可とか、補助の対象にしようとかいうことで来年に間に合わせるようにするにはなかなか時間的に間に合いませんので、地主の御了解を得て、そして素掘りの中で若干広くしまして、そういう形で将来はこういたしま

合には従来よりもはるかに流水量が多くなる、こういうことがいえると思います。

○議長（大下 博君） 本間 久君。

○二十三番（本間 久君） 大体分かりました。そうすると赤線の部分については早急にこれを工事をする、その被害を食い止めると、点線の部分について、これはごく近い将来建設省等とも相談しながら早急に対策を講じると、こういうことですか。

○建設部長（篠崎美雄君） そういうことです。

○二十三番（本間 久君） 分かりました。

○議長（大下 博君） 次に滝瀬敏明君。

○二番（滝瀬敏明君） 大勢の議員から質問がありましたけれども、関連する問題が多いと思いますけれども、私は前からとにかく一番末端から改修をしてこなければならぬんじゃないかというふうな質問を再三やっているわけです。今、部長のほうの説明の中で分かるわけですが、このかりに排水管が布設し、終わりますと、今まで被害がありました電建の付近、この辺はこういうものをやらない前からものすごい被害に遭っているわけです。したがって、そういうふうな考え方を当然、予算を組む中で持ったろうと思うんですけれども、この一億円の中にさきほど説明があったほりを、今までのこの点線のほりを改修していく予算が入っているんですか。それから

いま一つは、これは雨水だけで、例えば雑排水とか、神明上が開発されますと、それに伴って浄化槽の汚水とか雑排水が入るわけですが、それはこの管には入らないわけですね。雨水だけということですね。その辺ちょっと。

○議長（大下 博君） 建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君） この点線のほうはこの一億には入っておりません。やはり今後建設省の認可を受け、また補助対象にするように努力します。五十年ないし五十一年の二年ぐらいの、二億ぐらいかかるわけですから、そういうふうにいわれる目算をしてるわけです。それからこの赤線のところにつきましては護岸をし、さらにかさ上げをする。そういうことで一番今までネックになったのは、電建のところに橋があるわけですが、土橋のようなところ、これは年内に架け替えます。電建のほうに指導しております。そこがいちばん首みたいなになっておりますから、そこが倍ぐらいの幅になりますから、当然下のほうが今度は支障が出てくるわけです。それから上のほうにつきましても浸漬と、さらに両護岸を上にかさ上げする。こう赤線のところは、それぞれそういう対策を立てたい。それから後段の神明上の関係でありますけれども、本来、これは神明上の場合には区画整理でありますから、地区外排水の計画があるわけですから、いわゆる計画どおりいけば、地区外排水ということで、そちらのほうに流れないわけですから

も、その時期につきましては、なかなか見通しについてはこれは都市整備部のほうですけれども、そういうことの兼ね合いが含まれてる。地区外排水のほうが進めば、当然、神明上のものは地区外下水路に入る、そして多摩川に抜ける、こういうことになるわけです。その時期がどれくらいであるかということについては、一応、目算がまだ私のほうでは立っておりません。

○議長（大下 博君） 滝瀬敏明君。

○二番（滝瀬敏明君） これは赤線の下のはうはそういたしますと、全然手をつけないということですね。今年は。そうするとあれですか、今の現状のほりを、要するに改修といえますか、素掘りを深くするとか、そういうふうな考え方もないですね。（建設部長「それはあるわけです」）

それは予算は十二月やるんですか。（建設部長「はい」）分かりました。

○議長（大下 博君） ほかには御質問はありませんか。

なければこれをもって質疑を終結いたします。繰入歳出全額及び第二表債務負担行為補正について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第一二四号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は歳入全額、歳出のうち議会費、総務費、予備費、第二表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち労働費、

農業費、商工費、土木費を都市計画産業建設委員会へ、教育費を文教委員会へそれぞれ付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、それぞれの委員会に付託いたします。

この際、議案第一二五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一二七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一二八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第一二九号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 御異議ないものと認め、議案第一二五号、第一二六号、第一二七号、第一二八号、第一二九号、第一三〇号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

議案第一二五号は、昭和四十

九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第三号であります。主な内容として、歳入については一般会計繰入金二千万円の減額補正と、歳出については、給与改定に伴う人件費九百八十七万円の増額分を予備費より組み替え、補正いたすものであります。議案第一二六号につきましても、給与改定に伴う

昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第三号であります。歳出の補正額七百二十七万九千円につきましても、予備費をもって補正いたします。議案第一二七号も給与改正に伴う、昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算第三号であります。歳入歳出とも補正額は六百九十二万四千円で、歳入につきましては、一般会計より繰り入れ計上いたしました。議案第一二八号も給与改定に伴う昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算第二号であります。収入支出とも補正額は一億四千三百三十六万五千円であります。収益的収入では、病院事業会計で補正財源が見込めないため、一般会計からの補助金で補正するものであります。議案第一二九号は、昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計の第一回の補正予算であります。歳入は補正額六千三百四十二万七千円で、受託事業収入として事業費に見合う収入を計上いたしました。歳出は総額で六千三百四十二万七千円の補正となり、内容としましては、給与改定のほか年間人件費不足分と電気料の改正に伴う動力費の

件費として組み替え支出する、こういう内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。な

ければこれをもって質疑を終結いたします。本六件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。議案第一二五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二七号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）、議案第一二九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）を厚生委員会へ、議案第一二六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一三〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）を都市計画産業建設委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、それ

ぞれの委員会に付託いたします。

この際、議案第一三一号多摩平幹線二号環歩道設置及び舗装新設工事請負契約の締結、議案第一三二号日野市立高幡台地域福祉会館（仮称）追加工事請負契約の締結の件を一括議題とい

不足分を計上いたしました。議案第一三〇号も給与改定に伴う昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算第二号であります。収入、支出とも補正額は百七万三千円であります。なお収入面では、国庫支出金八十一万七千円及び事務費賦課金二十五万六千円で補うものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君）

読いて関係部長から詳細説

明を求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）

理事者より説明があっ

たとおりでございますが、医療費の月々の支出を御説明申し上げたいと思います。そういう当初予算では一カ月五千五十万の医療費の支出を見込みまして、一億一千五百万円の一般会計の繰り出しの援助をお願いしておったわけでございますが、今のところ月の最高は四千八百万の支出でございます。平均しますと一月四千五百万程度の支払い水準にございますので、十月一日からの医療費の支出が一六%増加しましたが、すでに計上してございます月五千五百五十万の医療費の計画でもって十分に賄える、というふうに見込んでおるわけでございます。そういう点と、もう一つは十月の国保税の本決定で千五百万程度の国保税の増収が確定されたというふうな事情もございまして、繰出金の二千万の減額をいたしたわけでございます。それから人件費九百八十七万でございますが、これも国庫の予備費から人

たしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、議案

第一三一号、第一三二号を一括議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

議案第一三一号と一三二号に

つきまして御説明申し上げます。議案第一三一号につきましては、多摩平幹線二号線多摩平三丁目一番地、三丁目一四番地先間に歩道を設置し、道路舗装新設するものであります。諸般の事情から、本工事については最低制限価格を設け、十月三十一日指名七社により競争入札を執行した結果、豊建設株式会社が最低価格であり、最低制限価格以上であったため落札いたしました。ついては当該会社と契約を締結いたしたく本議案を提案する次第であります。議案第一三二号につきましては、日野市立高幡台地域福祉会館（仮称）の追加工事を施工するものであります。工事内容は大集会室、敷地造成等であります。現在東洋鋼管建設株式会社が施工中であり、追加工事を指名競争することとは困難と思われまので、東洋鋼管建設株式会社と随意契約いたしたく、本議案を提出するものであります。詳細につきましては、総務部長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君）
ます。総務部長。

関係部長から詳細説明を求め

○総務部長（杉本好次郎君）

この工事は、多摩平

幹線二号線の両側に歩道を設置するものであります。延長としては五二九・〇メートル、歩道の幅員は二メートル、それから舗装面積は一七六一平方メートルになります。道路の舗装新設の延長でございますが五二九メートル、幅員は六メートル、舗装の面積は三五九七平方メートル、それから舗装の厚さですがこれは三五センチを施工するものでございます。施工場所は、図面がついておりますこの箇所でございます。指名に当たりましては、市の指名基準によりまして、適当と思われる業者を七社指名をいたしました。最後に入札の調書がついております。そういうような結果となりました。提案理由にありましたように、本件につきましては、地方自治法施行令の第六十七條第二項の日野市契約事務規則第十五條一項の規定によりまして、最低制限価格を設けて入札を執行したわけでございます。お手もとに図面もありますし、さらには入札の調書も次のような状況でございます。昨日、三十一日に入札を執行いたしました。この議案につきましては、本日配布をしたわけですが、昨日の入札ということで本日になりました。

次に高幡台の福祉会館（仮称）の追加工事であります。これは鉄筋コンクリートづくり二階分を建設するものであって、

建築の延面積は三二二平方メートル、建築内容については、二階に収容人員百六十人の大集会室、これにはステージがつき、映写室も造る。倉庫もつけるわけでございます。さらには二階にもトイレが欲しいので便所等で総面積としては二九三・〇四五平方メートル、そのほかには二九・九九一平方メートル及び敷地造成の通路拡幅を施工するものでございます。提案理由にありましたように現在建築中の建物に追加施工するものでございます。したがって指名競争入札に適する条件がありませんので、やむなく随意契約といたしたわけでございます。なおこの工事には、電気と給配水、衛生設備工事並びに空調の設備も含まれておりますので申し添えます。この議案につきましても昨日入札、指名でそれぞれ合意に達しましたので、議案にありま

すような価格でそれぞれ契約をいたしたい、こういうものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。谷

栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

一三二号の高幡台地域福祉会館の件でございますが、この会館は、まだ発注して日も浅いわけでございます。当然まだ工事もそれほど進んではおらない時点で、なぜこのような変更が出てきたのか、その点説明を願います。

○議長（大下 博君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

お答えをいたしました

いと思いますが、この予算につきまして、たしか九月の補正予算に御説明を申し上げたと思いますが、たしか当初予算におきまして一億五百万円のお認めをいただきまして、九月でたしか四千四百万円と記憶いたしておりますが、その追加をお認めいただいたわけでございます。その内容といたしましてはその際御説明を申し上げましたが、私確かに百数十名と申し上げたと思いますが、その集会施設を造りたいんだということでお認めいただきたいという御説明を申し上げたと思いますが、それに伴いまして今回の契約と相なったわけでございます。

○議長（大下 博君）

谷栄吉君、よろしいですか。

○十番（谷 栄吉君）

そういうことならば当然当初からこのような計画織り込んだ発注がなされるべきが至当ではなからうかと、このように思うわけでございます。地元の要求等もあってこのような変更がなされたのではなからうかとこのような感もするわけでございます。その点いかがでしょうか。

○議長（大下 博君）

企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）

今地元の要求でと

いうような御質問かと思いますが、これはランチの福祉会館でございます。この絵にもございますように、それぞれの幼児室とかあるいは老人の関係の部屋とかそういうものをいわゆる東京都の補助金関係でどうしてもセットしなければいけないということ、どうしても一階部分とかその他の部分にこうい

う部屋をとられてしまうことでせっかく造る福祉会館でございますので、集会施設はどうしてもほしいということからここに追加を九月にお願いをいたしましたわけでございます。もちろん地元の要望等もないとは言えませんが市といたしまして集会施設をセットいたしたいという考え方から九月にお願いをいたしましたわけでございます。

○議長（大下 博君）

谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

今後あるわけですが、やはりこういった変更に伴ってのまた設計等にも相当な金額も要するわけですから、今後このようなことのないよう当初からじっくりと設計もし施行に踏み切っていたかどうかということを要望します。終わります。

○議長（大下 博君）

ほかにありませんか。高橋通

夫君。

○十九番（高橋通夫君）

多摩平幹線二号の歩道設

置の舗装工事ですが、これは日野市としても舗装してもらいたい部分が相当方々から請願等が出ているんだけれども、そういうことをやらないですでに舗装をしてあるそういうところだけをやるというのはどういう意味でやっているのか、その辺をひ

とつ。

○議長（大下 博君）

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）

まず歩道につきましては

交通安全対策の補助金が三分の二あるわけでございます。ここには二中の前までこの二・三・五号都道のそこまで二中の前を通りまして、そこまで昨年度歩道ができたわけです。したがって車道が六メートル確保できるような道路につきましては、この場合には一メートル、いわゆる道路幅があるわけです。

そして二メートル、二メートルでその間にコンクリートのいわゆる集水するようなものが五〇センチ、五〇センチあるわけです。いわゆる車道については六メートルないし片側が三メートル五〇、こういうとれるところですからそういうことで部の補助金を申請したというのが第一点でございます。それから第二点目としては歩道ができ、さらに現在の舗装が非常に悪いわけでありまして、いわゆる重量車が通るのでありますから当然やはり現在の多摩平におきまして幹線でありましてから相当交通も頻裏でありますし、いわゆるアスファルトの油がほとんど切れてしまったと。今年の冬等では下から持ち上がってしまうというように非常に条件が悪いわけですからそういうことで都のほうに申請しまして二分の一補助、言い替えますと歩道のほうは三分の二補助対象になったわけでございますからそういうことで行なっていくところでございます。

○議長（大下 博君）

高橋通夫君。（十九番議員「了解」）ほかにありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本二件について御意見があれば承ります。な

○総務部長（杉本好次郎君）

この交通事故の内容

は八月の二日の午前十時ころ日野市平山六丁目八番地先、北野街道滝合橋入口付近の路上におきまして教育委員会の図書館職員が運転する庁用車、図書館車ですが路面状況に対する運転の技術の不適合によりまして前方安全運転義務違反によりまして相手側の車両と接触して損害を与えた事故でございます。この事故は市の職員の庁用車両運転によりまして公務中の事故でありますので自動車損害賠償補償法によりまして市が損害賠償責任を負うこととなります。よって市は相手方と示談について交渉を進めておりましたが次のような内容で和解が成立いたしました。市は相手側に対して損害賠償金四万一千五百円を支払うと。これは相手側の車両の修理費の全額であります。これを四十九年十月二日に相手側に支払うということで和解が成立したわけです。以上によりまして本交通事故の損害賠償決定及び和解の締結について地方自治法第百八十条の第一項の規定によって専決いたしましたのでこの同法同条の第二項の規定に従って本会議に報告するものでございます。御報告をいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。谷栄吉君。

○十番（谷 栄吉君）

この交通事故に対する問題でございますが、最近頻々としてこの交通事故が市職員によって惹起しているのが現状でございます。したがってこの車を

ければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。議案第一三一号多摩平幹線二号線歩道設置及び舗装新設工事請負契約の締結、議案第一三二号日野市立高幡台地域福祉会館（仮称）追加工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより報告第一二号日野市平山六丁目八番地先、北野街道滝合橋入口付近の市の義務に属する交通事故の専決処分報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）

報告第一二号につきまして御

説明を申し上げます。本件は市が損害賠償責任を負う交通事故の発生に伴い、専決処分により相手側と損害賠償額の決定及び和解の締結をいたしました。この件につきましては本会議に報告するものであります。詳細につきましては、関係部長から説明いたさせます。よろしく御審議のうえ御承認をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

運転する管理者の責任にも普及するわけでございますが、当日日野市においても一般民間によりまして交通事故の安全指導等も行なっております。しかしまた市職員の運転者の市の車を運転してある方々においては交通の講習会を、交通安全の講習会をなされておるといことを聞いておりますが、この事故をおこしておる、運転をされる方々が講習に、まじめに講習会を受けておられるのかどうか、その点をお聞きしたいと思っております。と同時にまた市の職員で自分の車を運転して通勤している方々が一般われわれが指導を行なっている交通安全協会に市で講習会をやっておるから入らなくてもいいんだということに入らない。非常にたくさんおるといことも事実でございます。それらについてどのような市の見解があるか、それをまずお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（大下 博君）

総務部長答弁。

○総務部長（杉本好次郎君）

最近事故が多くあり

ました。これらにつきましては安全運転管理者もおりますし、さらには各監督者もおりますし、そういうことですがだいたい増えましたのでそれぞれ市長名であるいは安全管理者名で注意を喚起を促しております。二点目の講習関係ですけれども、これは市にはそれぞれのグループで運転者会というものをもってあります。そういうような会組織がありましてこの組織の中で講習会等につきましては消防署の係員と相談をして市で春秋一回

ずつ市の職員関係の……(十番議員「消防署じゃないだろう警察だろ」)(「もっと静かな言い方ができるでしょ」と呼ぶ者あり) 失礼しました。警察の交通安全係長と連絡をとりまして指導者が来ていただいて講習会をやると。出席率はあまり芳しくありませんけれども、事実です。それでつとめて出席をするようにということで先般も講習を行なうということになっておりましたが警察のほうの事情で今秋の講習会はまだ終わっておりません。さらに日程がきまりましたらそれぞれ職員が出席をするように特令をして講習を受けていただくようにしたいと思います。そういうようなことで市にも職員の中で相当数の免許証を持っておりますから加入をされてないかもしれません。市の中では市の職員としてのグループ活動でそれぞれの研修、あるいはお互いに切磋琢磨して事故のないように交通ルールを守るようにというようなことで会長がおりまして注意を行なっておるようでございます。そういうようなことで各地区にお住まいの方もその地区のグループの中にはお入りになっていないかもしれませんけれども、市としての一つのかたまりがありますので、その中で講習もまじめに受けて、また交通ルールも守りして進めております。後交通事故もここで相当数報告をいたしましたのが後一件残っているだけでございます。終わります。

○議長(大下 博君)

谷栄吉君。

○十番(谷 栄吉君)

ただいま部長の答弁でございます

としても逐次処理がつき次第それ相当と申しますか処置を進めております。

○議長(大下 博君)

谷栄吉君。

○十番(谷 栄吉君)

最後であります。ただいまそ

ういう始末書というようなのがあるということですが、今後極力講習会には出席していただくような指導というか、そういうものを合わせて行なっていたきたいと思えます。何と云っても皆さん市民の税金がこのような形の中で流れ出しておるわけでございますので、その点十分考慮の中で、これはもう厳しくやっていたきたいと、それを要望します。終わります。

○議長(大下 博君)

ほかにありませんか。なければ

ばこれをもって報告第一二号日野市平山六丁目八番地先北野街道滝合橋入口付近の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告を終わります。

次に報告第一三号日野市高幡六十八番地先、七生支所交差点内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。助役。

(助役登壇)

○助役(前川 恒雄君)

報告第一三号につきましては

高幡六十八番地先七生支所交差点内における市が損害賠償責任を負う交通事故の発生に伴い専決処分により相手側と損害賠償額の決定及び和解の締結をいたしましたので、本会議に報告す

ますが、この運転管理者がいろいろ監督してあるということでございますが、やはり交通に対する講習会にはこれはある程度義務付けられておるものでございまして免許証を書き替える時点で、三年に一ぺん更新の時には好むと好まざるとにかかわらず講習を受けなければ免許証をもらえない。再交付できないということになっておりますが、その三年ということは非常に長い期間でございます。その間毎日運転しておるといふ状態の中でやもすれば交通事故が起こるわけでございます。当日野市警察署としても毎年春秋その喚起を促すために講習会を開いておるわけです。そういう中で講習会を受けないで事故を起こした場合に市のほうとしてそれに対して始末書等をとっておるかどうか。ただ注意だけでもって十分注意するということですが注意だけでもってやっておるのか、それらちょっとお聞きしたいんです。

○議長(大下 博君)

総務部長。

○総務部長(杉本好次郎君)

始末書という名称でござい

いせんけれども、それに類したものは事故を起こした場合にはその担当課長から事故の報告がありますし、担当の交通安全課ではそれぞれの調査を行なって規定の中で市長にも報告をしその中ではやはり始末書というようものを付けてまして、そして市長のほうに報告をしているのが通例でございます。さらにはこの事故に対する処分と申しますか、それらについても市

るものであります。詳細につきましては関係部長から御説明申し上げます。よろしく御審議をいただきまして御承認いただきたいと思えます。

○議長(大下 博君)

関係部長から詳細説明を求めま

○総務部長(杉本好次郎君)

この交通事故の内容

は八月の二日午前九時三十五分ごろ高幡の六十八番地先七生支所の交差点内におきまして七生支所の職員が運転する車が七生支所の前の交差点内に右折すべくカーブをしたわけですが進入をしたところが高幡駅方面から百草台団地に向かう相手側車両、これは京王帝都の路線バスでございますが、これを発見したので急制動いたしましたけれども、間に合わないで接触をしたと云ういうことでございます。したがってこの事故は市の職員の運転によります公務中の事故ということになりました。自動車損害賠償補償法によりまして、市がその損害賠償責任を負うこととなります。市は相手側と示談についていろいろと交渉を進めましたけれども、次のような内容で和解が成立いたしました。市は相手側に対して損害賠償金二万八千六百二十円を支払うというところで、この二万八千六百二十円は相手側の車輛の修理費の金額でございます。これを十月五日に相手側に支払うということとで和解が成立いたしました。以上のようなことで本交通事故の損害賠償の決定、及び和解の成立については地方自治法百

八十条の第一項の規定によりまして、市長の専決処分事項の規定についてというのがあります。その一の一によりまして専決処分をいたしましたものでございます。したがって同法同条第二項の規定に従って本会議に報告するものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（大下 博君）　これより質疑に入ります。な

ければ質疑を終結いたします。報告第一三号日野市高幡六十八番地先、七生支所交差点内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告を終わります。

たいへん長い間御苦労さまでした。本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後十一時二十五分　散会

十一月二日　土曜日　（第二日）

昭和四十九年
第三回臨時會

日野市議會會議錄

第四十四号

十一月二日土曜日

(第二日)

出席議員

(二十八名)

一	滝	政	吉
二	滝	敏	朗
三	奥	芳	雄
四	正	大	治
五	鈴	美	奈
六	橘	祐	子
七	板	正	男
八	林	重	義
九	谷	栄	吉
十	劍	佐	吉
十一	石	勝	雄
十二	竹	武	俊
十三	米	照	男
十四	市	芳	太
十五	川	郎	君
欠	席	員	君
八	番	重	憲
八	番	君	君

十六	秦	正	一
十八	杉	寅	郎
十九	高	通	夫
二十	佐	昭	雄
二十一	大	保	保
二十二	大	博	久
二十三	本	隆	作
二十四	一	源	繁
二十五	日	野	重
二十六	吉	三	重
二十七	飯	山	孝
二十八	島	村	史
二十九	名	古	郎
三十	清	水	芳
十七	芳	雄	君
十七	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	都市整備部長	中島武夫君
収入役	市川晴夫君	福祉部長	田中若一君
企画財政部長	加藤一男君	病院事務長	遠藤政之君
総務部長	杉本好次郎君	水道部長	成井正夫君
生活環境部長	松村清栄君	教育長	倉又秀作君
市民部長	赤松行雄君	教育庶務課長	落合一郎君
建設部長	篠崎美雄君	職員課長	加藤一郎君

会議に出席した議事事務局職員の職氏名

局長	田倉高光君	書記	川上輝子君
書記	朝倉敏夫君	書記	深海弘子君
書記	鈴木晴彦君	書記	安原清美君

議 事 日 程

昭和四十九年十一月二日（土）
午前十時開議

（総務委員会審査報告）

- 一、議案第一二〇号 日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 二、議案第一二二号 日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 三、議案第一二二号 日野市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 四、議案第一二三号 日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（総務、厚生、都市計画産業建設、文教委員会審査報告）

- 五、議案第一二四号 昭和四十九年度日野市一般会計補正予算について（第三号）
（厚生委員会審査報告）

- 六、議案第一二五号 昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算について（第三号）
- 七、議案第一二七号 昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算について（第三号）
- 八、議案第一二八号 昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算について（第二号）
- 九、議案第一二九号 昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算について（第一号）
（都市計画産業建設委員会審査報告）

- 一〇、議案第一二六号 昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算について（第三号）
- 一一、議案第一三〇号 昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算について（第二号）
（総務委員会審査報告）

- 一二、議案第一三一号 多摩平幹線二号線歩道設置及び舗装新設工事請負契約の締結について
- 一三、議案第一三二号 日野市立高嶺台地域福祉会館（仮称）追加工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程一から一三まで

午前十一時二分 開議

○議長（大下 博君）

本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十三名であります。

○書記（鈴木晴彦君）

会議の始まる前に日程の御訂

正を願いたいと思います。おそれいますけれども、ただいま配りました日程につきまして、議事日程の下に第二号という文字を書き加えてください。それから日時が昭和四十九年十一月二日、土曜日午前十時開議というふうに書き加えていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大下 博君）

議事の都合によりまして、日

程第四、議案一二三号を初めに審議していただきます。よろしく御協力をお願いします。

これより議案第……（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

議運でもそういうことを話されなかったし、それから今日のこの日程については、突然と何か議長のおもんばかったことでそういうことになったと思いますけれども、何も今までの間に、私も議運の委員でございしますが、そのことではなかったこともないし、そういう順序で総務委員会も終わっておりますので、どういう理由でそういうことになったか教えていただきたいと思います。

○議長（大下 博君）

議事の都合とさきほど申し上げ

げましたとおりでございますけれども、議長としてこれは判断して、先議していただきたいということは、この問題、一二三号については昨日からいろいろと論議していただいておりますように、これは理事者と職員組合とが話し合いの、了解済みだということがあるなしかかわらず、委員会で確認されたというものであれば、これは当然職員に給与を渡すということが議会としてもこれはよろしいんではないかというふうに考えまして、日程を変更したわけです。順序のとおりで、日程の当初のとおりにいきますとあるいは時間が午前中という皆さんの申し合わせが若干遅れるということも勘案しましてこのように変えたわけです。吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

私は議長の配席について

は文句を言っているわけじゃないんです。当然配布されるものならば時間内に支給されるということが事務的にもいろいろいと思います。ただ私が言うのはそういうことがあるだろうからということ、いろいろなことで配席して、今日も朝、九時から招集して、やろうということを進めてきたわけです。たとえばそういう大きなことについては今まで一々、暫時、議長は招集をしてこうしよう、ああしようという配席の中で事を進めてきたにもかかわらず、こういう突然の重要な事項を一部の議員といつてはたいへん失礼でございますけれども、職員の方と議長が配席方を御相談なさって、それでそうしようということ

は、それではどういふことで、そういう緊急の時だけには議運の委員長さんにもお通しにならないで、みんな席にいたわけてございますので、その辺は今後議長は議運を無視なさってそういうふうにしようという考えがあるのか、今回は特別に特別としてやりたいのか、その辺の心積もりをお伺いしておきたいと思ひます。

○議長（大下 博君）

お答えします。今申されましたように特例中の特例であるというふうに解釈しているわけですが、これは今の吉富議員もおっしゃっておりますように、午前中という制限もありますので、確かに議運を開いていただくというのが正しいわけですが、議長の判断で日程を変更したわけですが、それと合わせて申し上げたいんですけれども、一部の議員と御相談したとおっしゃいましたけれども、決して一部の人とは御相談していません。御相談したのは副議長と御相談をして決めたということです。

○二十六番（吉富繁枝君）

了解します。

○議長（大下 博君）

これより議案第一二二二号日野

市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）

それでは総務委員会

の御報告を申し上げます。この議案第一二二三号につきましては

昨日、延々三時間にわたる全員協議会の中で実質的な審議がされました。そして昨晚の本会議で本日十時までに各委員会とも結論を出すという確認を得て、本日委員会が開かれました。したがって時間的な制約を受けた中で開かれた委員会であり、十分、全員協議会の中で行なわれた実質審議、それ以上の審議内容はございませんけれども、この条例改正に基づく予算補正額は七億四千九百五十六万五千円であります。委員会としてはこの人事院勧告に基づく今回の改正については全会一致で可決をみたものであります。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。三

浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

委員会が時間がないところを鋭意努力されて、決定されたことは非常に御苦労だと思ひます。今、委員長が言いましたのは全協の中で十分なる検討も加えたからというふうなことのニュアンスも言っていました。しかし、全協では意見とか、あるいは質問、おもしろい質問が主でございます。それに対する説明がないものがあるというふうな考え方を私も持っているわけなんです。まずいくつか挙げますと、一般市民の給与との権衡はどのようであるかというところが十分全協の中で煮詰まっていなかった。私も一例を挙げましたが、だいたい何か考え方の違いで理事者のほうとの食

というふうなことで、やはり住民のコンセンサスが必要である。したがってできるならば今回は特別の昇給でありますので、今までこういうことは例がないわけでございます。もちろん物価の上昇も特例だったでしょうが、給与の上昇も予算としては非常に特例である。わずかに新しい財源、新しい財源というものがある。もちろんあったらうけれども、今までの財源を吸い上げてまで給与に回さなければならぬというふうな実態があるわけでございます。こういうことから考えますと、やはり納税意欲の問題、あるいは市民の了解の中でということで、公聴会ぐらいは開いてもしかるべきじゃないかと、こういうふうな考え方をもち全協にも臨んだわけでございますが、そういう市民給与の権衡というものをどのように把握されたか。

第二点といたしましては、今後の日野市の社会資本の投下とこれとの関連が給与のベースアップによってはたして影響があるかないか、あるとしたらどのような影響があるか、ないならないと、こういう検討を加えたかどうか。市民要望は多岐多岐にわたっております。それが予算がございせんからできませんということになる、これは市民は必ず給料をそんなに上げたらというかも知れません。われわれが了解しているだけじゃなくて、われわれは議員としてまず了解するといいたしましても、やはりあくまでも第一番に申し上げたように、市民の了解を得ない限り今後の納税意欲にもひっかかり、また財政要望

にいたしましたも、いろいろと苦情が出てくるというふうなことも考え合わせると、そのような検討はどんなようにやられたか、これを聞きたい。

第三点に給与体系の問題でございますが、残念ながら三月議会のこの旧給与体系、これにつきましては私ども審議の中に参加できませんで、単独採決の中で通し号俸制というものがやられておりますが、この問題から即、次の給与ということになりまして、これにつきましてはいろいろと給与を受ける受給者の面から問題点があるように承っております。なおこの全協の中でもいろいろと各市の問題とか、いろいろ出まして、その生活給であるから、そういうものが困るからというふうなことで言っているらしいんですが、そのとおりでございます。やはり一番かかる時期はどのくらいであるかというふうなことで、給与体系のカーブの問題が大きな問題ではないかと、そのカーブが現在のずっと初任給から始めて何給の何号と、最後のところまでのカーブがはたして生活実態に合った、家族構成その他生活実態に合ったカーブを描いているかどうか、その点の御検討はどのようにされたか。とりあえず以上三点につきまして質問いたします。

○議長（大下 博君）

総務委員長。

○総務委員長（米沢照男君）

お答えをいたします。

いろいろ今質問が出されました。これらの問題に直接委員会と

た委員会でありましたので、今、御指摘のような問題については実際問題、立ち入って審議ができなかったということが実態であります。

○議長（大下 博君）

三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）

時間、時間と申されますが

時間という問題は人間が決めることでございます。流れている時間は自然に決まっておりますが、時間は人間がいつまでと決めることで、重大な問題ともしも考えられるならば、時間を延ばしてでもある程度検討させていただきたかった、こう考えるわけです。今後、現在の給料の問題、これから次に起こるであろう来年のベースアップ、その次と、年々再々これは問題があると思います。今までそうなんですから当然そうなるかと思えます。そういうわけで一つ一つ十分なる検討の中で、十分なる認識の中でやらなければならぬと、こういうふうに考えているわけです。決められた時間だからこれをやらなかったとか、あれをやらなかったというのでは悔いを千載に残す。時に人件費の問題は、私は別に下げるとか、安いとか、高いとか言っているわけじゃないんです。人件費の問題は日野市なら日野市の許された財源の、財政の硬直化につながるものであるというところで、どのような方法をやったら今後財政の硬直化に影響がないかというふうなことも、やはり融通的な考え方の中で考えなければならぬというふうな考えの中から申し上げてい

して審議する、それ以前の問題として今の質問者の若干指摘がありましたけれども、昨年以来のたいへんな物価狂乱のもとで苦しい生活が、これは職員だけでなく一般市民、国民等しく強いられている状況にあります。電気、ガス料金をはじめ、バス料金、あるいは石油が昨年末三百八十円だったものが、今年の冬は七百円というたいへん苛酷な生活実態が一面ではあります。それを受けて人事院勧告が当然のこととして出され、そして今回の条例改正ということになったわけであります。市の行政を市民の要望に応じて実施していく、これが行政のいわば基本であると思えますけれども、その実際の作業の仕事に携わる職員この物価高騰の中で少しでもそれを補っていく、こういうことがなければ行政の執行もむずかしいだろう、これは言うまでもありません。したがって今日の物価上昇、高騰という状況の中でいかにして職員が安心して仕事ができるように、そういう状況を……（二十七番議員「回答していただきますのに、委員会でのような審議をされたかということなんで、委員会の口に出ないことは言わないでいただきたいと思います。」）そういうこと。今、私が申し上げたことが大前提となつて提案がされていると、こういうふうに判断をしているわけです。そして今いくつか指摘された質問、これも全員協議会の中で同様に出されておりました。そしてしかもくどいようですけれども十時までに委員会として結論を出す、こういう確認のもとで開かれ

るわけでございます。一回決めた以上はそれを下げるということはもちろんできない。そういうふうな中でいろいろと財政の硬直化のないように十分住民要望に応え得るような財源確保するということもまた必要であるということの中から、どのような審議をされたかと、一応二点にわたって聞き、さらに一点たとえば三十歳とか、三十五歳ぐらいになると、子供も中学にくるか、あるいは高校にくるか、こういうふうになるでしょう。そういう時にやはり必要な金は給与体系の中から出せるようにしなければならぬと、したがって初任給、あるいはどこというふうなことの考えの中から住民に安心して日野市に住めるように、たとえば七億の年度の増額予算の中でも、それはできるんではないか、かように考えます。今の状況ではどうやら下に厚く上に薄いというふうな実態があるわけでございます。もちろん部長、課長、係長等につきましては二割五分、あるいは二割、一割五分の管理職手当がもちろん出ておりますから、ある程度救われると思えますけれども、その他の管理職になっておられない中高層の者に対しては、あるいは初任給の人たちよりもより以上に苦しんでいるのではないかと、かように考えます。したがって、そのような安心して自分たちの子供を養い、妻を養うというふうな状況にするようになぜ考えなかったか、議員の中からもそういう意見も全島の中から出ておりますので

そういう点も十分考えた中で、一步、一步前進していくのが至当ではないか。特にこのような大幅な値上げをする時のみそれができる。今までのように、一億ないし一億五千万ぐらいの値上げの場合にはそれはできませんが、今回は大幅な値上げでございますので、その悲願を達成する面におきましても、十分それができ得る予算の範囲にあるとかように考えますので、申し上げます。

○議長（大下 博君）

ほかに。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

昨日、谷議員が質問をしたのに明確な答えがなかったもので、もう一ぺんお伺いしますが、年齢給、通し号俸というのは、例えば三十歳の人が、十年勤めた人も、それからまだ入ってきて三年にならない人も、キャリアの差は七年あるわけですが、それが同じ給料だということに対しては、それに対する不平が出てくるのではないかとということに対して、昨日、総務部長は、職員組合においてそれが決まっているから満足しているだろうということですが、それは想像であって、谷議員の質問は、そういう不平をどうするかということに対しては、ただ、総務部長の回答だけでありませんが、私はまだそれでは納得できないので、今後その不満に対してどう応えるかというようなことについて、総務委員会ではどういう審議をなされたか、それをお伺いしたい。

○議長（大下 博君）

総務委員長。

ます。今後の考えですけれども、これにつきましては、やはり市当局としてもいろいろ検討を加え、さらには組合のほうの意見も聞きまして、改善を加えていきたいと思っております。

○議長（大下 博君）

吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）

私は総務委員でございますので、個人的には何もないんですけれども、市長に一言私は質問します。やはりこういう論争が出されるということは、昨日、数時間にわたってみんなが審議をし、また、かつこういふふうに話が出されるということ、やはり議員の一人、一人が真剣に取り組んでいるからだと思います。まず問題にはいろいろなことがあるけれども、役人の給与というのは、私はやはり民間企業とは異なるやはり人事院勧告あるいは自治体というものを一つの民間企業とは別個の考え方、そういう流れが日本の役人天国を作っているわけです。ですからこれについては、市長が確固たる信念を持って、あの企業が安いから、この企業が高いからということ、もちろん参考はけっこうでございますけれども、やはり役所としての考え方で進んでほしいということとが一つ。それから組合と約束をしたから云々ということ、それから議員の研修会があったからにちがなかつた、と言いつてはまことに分かりませんが、やはりそれは前から分かっていることで、そこら辺のことも市長が配慮が足りなかつたことによって、議員の研修会とこれがぶつかり、組合のそれとが土

○総務委員長（米沢照男君）

ほかに今後の課題

とすべき意見が全協の中には出されました。そういうことも含めてこの後の議案にも関係した意見も御承知のように出されました。そういう幾つかの早急に検討すべき課題については、総務委員会としてどういふことですけれども、今日の委員会は十時までに結論出さなきゃならないという時間的な制約があった中で、この次の総務委員会で、そういう問題については突っ込んだひとつ検討をしようじゃないか、とこういうことの確認の中でこの議案については可決を見たわけであります。そういうことでひとつ御了解をいただきたいと思っております。

○議長（大下 博君）

剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）

それでは当局にお伺いをいたしますが、そういう情勢の中で、ただ総務部長が職員組合で決めたからいいじゃないか、というようなことではいけないと思いますが、常にこの時代というんですか、情勢は流れて変化しますが、その変化に対処するために、今、総務委員会で統一意見として今後対処しよう、研究しようということに対してどういふ考えを持たれているか、市当局の御意見を承りたい。

○議長（大下 博君）

総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）

組合も了承しているからというような発言があったように聞きますが、組合ともそれぞれ協議の上、合議とこういうようなことで説明したと思

曜日のこういう短い期間になったというのは、私は残念だと思ふんです。今後はやはりもちろん労働組合との接点もあると思うけれども、それはそれとして、市長は固い信念でやはり議員の配属の中に立つてのこういうことを実行していただきたい。これについて市長どうです。こんなに乱れたこと初めてですね。給与のこと……。おかしいじゃないですか。

○議長（大下 博君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

今、数名の議員の方々から総務委員会審査についての質問がございまして、昨日の全員協議会の中でこれらはすべて触れられた問題でありましたし、

また一応回答を行なったつもりであります。地方公務員給与の体系につきましては、これが絶対ということとはなかなか難しい問題だと思ひますが、社会情勢なり、労働情勢なり、それから市の財政状況、そういうことを市民の、また納税者の感情、こういうことを総合いたしまして、そして一步、一步と安定をした形を保っていく、これがやはり市政であろうと、こういうふうにかえておりました、今回の措置は物価の騰貴に伴ひましてのその人事院勧告の一つの基準を収りまして、そして日野市が特別例的なことをやっておるわけではありません。日野市も都下の各市との均衡の中で、あるいは社会情勢の均衡の中で、こういう形をとるのが現在の時点で可能である一つの条件、あるいはしなければならぬ一つの条件である、というふうに判断

をいたしました。信念を持って提案をしておるわけであります。また、御指摘の日どり、日数のことにつきましても、今後御指摘のことを十分配慮してまいります。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。できるだけ時間を、御協力願います。

○二十七番（三浦重春君） 今までの関連とかその

他はやりません。一つお聞きします。今、吉富議員が市長のほうにということで市長にお聞きいたしましたので、私も、じゃそれが許されるならばというわけで、市長のほうにちょっとお尋ねしたいと思えます。給与のこの条例は、一応昨日議会上程されました。審議したわけでございますが、上程をされて決定してから効力が発するとお考えだと思っておりますが、その点を一つお聞きしたいと思っております。それからもう一回流れてその次に質問させていただきます。どういうふうにお考えになっていらっしゃいますか。

○議長（大下 博君） 市長答弁。

○市長（森田喜美男君） もちろん提案をし、議会に

それが上程をされ議決をいただいて、そして実際の効果が生まれる、つまり執行できる状態が生まれる、こういうふうであることは、もう申すまでもございません。

○議長（大下 博君） 三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 分かりました。それは

いうことなんですが、はたして本日配布するつもりで作業を全部やられたかどうか、その点を確認いたします。

○議長（大下 博君） ちょっと今の問題について、

お答えというか経過を御説明したいというふうに思っております。

（「議長に聞いているんじゃないよ。執行部に聞いているんだよ」と呼ぶ者あり） 今の問題については、議長の提案で皆さんに御確認いただいたわけなんです、議長から申し上げるわけです。

その後で執行機関であればそれはそれなりに答弁なり何なりをさせていただきたい、というふうに思っています。議会運営委員会の中で、いろいろ昨日、今日にわたっての運営をどのようにしていくか、ということを実際に審議していただいたわけです。その中で、御存じのように本日は十時から本会議、それを午前中に全部終了するという確認をされているわけです。その中で特に議長からお願ひといいますが、意見として出しました中にこの給料問題を含めたいろいろな案件が委員会を確認されればその確認された後、給与の問題については支払いができるような準備をしてもよろしいではないかということで、それが確認されて議会運営委員会は（「確認なんかしてないよ、議長。あんまりつまらないと言わないでくれよ」と呼ぶ者あり）………したわけです。そういうことで決めていたということなんです。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君） 議長にちょっと。市長の

私そうだと思うんです。ところが何かさきほどから委員長も自分、またほかの議員もみんな、みんなはそうはいませんが、委員長が言うには時間がないから時間がないからと言ってまして、その状況をじっと考えますと、これは職員間にも流れてることでございますが、一日、二日と、今日ですね、今日は土曜

日でございます。十二時まで一応時間があるわけでございますが、勤務時間があるわけでございますが、今日、給料の差額を配布するというのを聞いているんですが、給料の配布につきましては、相当の計算から袋へ入れて、そういう入れる作業、そういう作業かなりかかると思っています。千七八名の職員の給料を計算して袋に入れるということは、そんな一日や半日でできるもんじゃないと思うんです。ところが議会で決まってきたらいいよこれが法的効果がある。立法機関の問題でそうなるというようになりますと、議会で決まらない前にもしもそういうものを想定して、準備を重ねてあったら、むしろ議会に対してこれで決めないで困るんだということの圧力をかけることになるし、またもうほうにもどこかで下げられたのかということになって、なかなか人の懐を下げるということは、議員といたしましても言いにくいこととございまして、だれだれの下げたのはおれが下げたんだというようなことは言いにくいことで、むしろそういうことだと、既成事実を打ち立てて議会の審議権を侵害しているというふうにも考えざるを得ないと

ほうに聞いているのが回答が遅れるわけですが、それをやっていただくことにして、議長にお尋ねしますが、委員会で確認した、決定したことは、即もう執行してよろしいということは一休どういうことであるか、これは議会の運営の本旨に返って、原点に返って議長の考え方を聞きたいとかように考えます。

（「だから言わなきゃいいんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君） 実施をするという、支給して

いいとかそういう意味ではないわけなんです。（「ニュアンスは支給してよろしい……」と呼ぶ者あり） いやそうじゃないです。あくまでも……。

○二十七番（三浦重春君） 支給してるとは言っていないです。私はね。準備をするということですよ。準備をするというんですか。（議長「そうです」） 準備をしているんですよ。ほんとうにね。おかしいんですよ。それで少なくとも議会の調整する、議長というものが委員会を先議させて、委員会

で決まったことはもう議会で決めたということとみなすというところが、そのみなしの考え方が、私は議事運営について大きな損害を今後もたらす。議会はいらないわけですよ。議決はそうなら、委員会が決まったら議会の議決はそのとおりやらなきゃならないという大きなくびをそこに打ち込む、そういうふうな考えられるが、その考え方はどうなんですか。（「議長、どうする」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

○議長（大下 博君） 私も答えたいと思うんですけど、市長から特に……。市長。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）

三浦議員から先に御質問されたことにつきまして、つまり議会の審議に執行部のいろいろな手続きなり、用意なりというものが何か時間的に制約を加えるのではないかと、こういうふうな御趣旨のふうにとらえました。これは内部的な用意という範囲のことでありまして、議会の審議に制約を加えようなんていうことができるはずはございません。審議はやはり尽していただくのが必要であります。さきほども申し上げましたように今の情勢に対して、あるいは近隣市との比較に対して、いろいろな情勢の中で日野市が特別無理をおかしてとか、あるいは例外事やっているとかということではありませんので、一つの常識的なバランスの中で御了解は得られるものである、こういうふうに考えておるわけでございます。

○議長（大下 博君）

三浦重春君、いかがですか。

○二十七番（三浦重春君）

議長の方え方も聞いているんですが、市長の考え方を述べてないわけですが、これはこれで言うべきことじゃないので、今後考え直していただきたい。委員会は確かに先議でございます。しかし委員会の決定がすべての決定ではない

るいはそういうことはないかも分からないけれども、これは超過勤務手当もあるわけですね。ベースによって百分の百二十五というのをもしもやるとすればベースが上がれば当然それも払わなきゃならない。その計算もしてあると思うんです。暫定手当もみんな違う、増えてくるわけです。あらゆる点でみんな違ってきます。それからその他のことも違ってくるんで、そういう作業は前々からやっておたということになると軽薄だと、おかしいと。市民にもいわゆる議会は何かと、ロボットじゃないかというふうに言われると。議会がロボットだといわれることはこの間接民主政治、いわゆる議会政治を冒瀆するといわれてもやむを得ないと、こういうふうに言われてもやむを得ないだろうとこういうふうに考えるわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり） したがってやはりあくまでも特に道路を造ろうかといわれてあふかりましたといつて来て市民との対話の中できめたことは、こういうことはわれわれも市民要望だからいいというんだけれども、今回の場合には市民要望によって給料ベースをアップしたわけじゃないんです。人事院の勧告なんです。と思うんです。そういう中で市民の皆さまがぜひ給料を上げてくれと。市長がはい分かりましたと。どうも聞いてみたらほとんど六割以上がそういう要望が市民にあるからじゃひとつ議会にかける前に計算しておこうかと。早くやってやろうかというふうないんですが、もううんとやるほうだ

い。最後には議会の議決というものが控えておるんだ、したがって委員会で決めたことでも、ことによれば、ものによれば議会で否決されることがあり得るといふことを考えていただかないと、これは議会があつてないようなものになってしまう。委員会が専門部会になって、委員会が即議会だということになってしまうというところで、訂正していただきたいと考えるわけです。それから市長のほうでいろいろ準備をされたということも確かにけっこうでございますが、決まってからされても、その日時は遅くないと思うんです。例えば今日決まったら、あしたあさっては休みですが、六日、七日ぐらいには出せるんじゃないかと思うんです。あえて何も準備をしちゃって、それで議会にそれを出して、議会の決定があつたらすぐ出すということはこれは考えようによっては、議会の審議を何か無視しているんだと。制約しているんだと。市長はそういうことはないと言いますが、実態の事実過程の中ではそういうふうな傾向があると、いうこともあり得ると。あるんじゃないかと。現に議員の皆さんでそういうふうな思っている方がずいぶんいらっしゃると思います。市民が聞いてもおかしいと思うんです。議会できまうと、その日に払ったとよ。そうかい給料なんてそんなに簡単にできるのかいと。五人の給料を計算するのめたいへんです。超過勤務手当があるだろうし、いろんなものがあると思います。まあそれが今度の場合にはベースアップのことだけですからあ

け話し合つてきめてしまつて、しかも議会がもう袋へ入っちゃつてから後審議している。給料袋の中に金が入っちゃつてから審議しているといふことでは私はどうもうなずけないと（発言する者多し） こういうことがあつちや困るというふうに考えるわけです。そういうわけで、もしも議会で、もしもですよ、逆にきまったらもっと増やせと、これは少ないから後一万円ずつあて上げたらどうだといつて言ったら二重投資になつちまうわけでしょう、その経費はうっかりすると。上げて二重投資、下げて二重投資と。なるべく議会のわれわれ三十名は日野市の予算をできるだけ効率的に使つてもらつて、できるだけ住民のためにね返してもらいたいというふうに考えているわけです。したがって一銭の二重投資もさせないようにさせたいというところの中から思えば市長のそういうふうなやつたことを、また作議を重ねてはかわいそうだといふわけで、市民に気の毒だと申しわけないというわけで、あえて了解せざるを得ないと、こういうことにもなりかねないわけでございます。そういうわけでこれは今後の問題になるか分かりませんが、やはりそういうものが議会に先行してやる。これはまあさきほど言つたように災害とか伝染病とかこんなことはもうそれはやってもけっこうです。ただその中で道路の設定とかそのほかにつきましてはそれは時期の問題である程度のことではわれわれとしては了解するわけですが、住民の要望でないものをそういうもののいろいろ

予算を行使するにつきまして議會より先行して手続きを踏んでさあどうだと、できているからこれやれと、時間は十二時までだと、こういうふうに言われて委員長報告のとおりもう時間切れ、時間がありませんからというふうに追い込んで審議も十分しなくて棒読みの審議をしたということになって、これが将来に禍根を残さなければいいんですが、将来住民要望に応えるべくその時にやれませんかということが一言でも出た場合には当然市民の皆さんはあの時にこんなことをしたからだというふうに考えざるを得ないといわざるを得ないというふうに考えます。そういうことにおきまして絶対に今後そういうことのないように要望しておきましょう。要望いたします。

○議長（大下 博君）

これをもって質疑を終結いたします。かなり御意見も出ておりましたけれども、あらためてここで御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

同異議ないものと認めます。よって議案第一二二〇号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

暫時休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時十九分再開

○議長（大下 博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。この際議案第一二〇号日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二〇号日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二二号日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に関する総務委員会審査報告を一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め議案第一二〇号 一二二二号の総務委員会審査報告を一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）

御報告をいたします。

議案第一二〇号、議案第一二二二号、議案第一二二二二号、この三議案についてはいずれも八月十六日付で出された特別職報酬等審

議會の答申に基づいて提案された条例の一部改正であります。

議案第一二〇号については補正する予算額は九百万。これはすでに九月議會で決定をみております。議案第一二二二二号、一二二二二号の補正予算額は百八十三万二千円です。委員会としては慎重審議した結果全会一致で可決をみました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本三件について採決いたします。本三件に対する委員長報告は原案可決であります。本三件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。

よって議案第一二〇号日野市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二二二号日野市市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第一二二二二号日野市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。これより議案一二四号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第三号）を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）

御報告をいたします。

今回の一般会計補正額は五億一千七百七十七万七千円です。歳入のうち市税でありますけれども市民税の個人二億九千六百八十万二千円、これは土地の譲渡所得にかかわる課税分、これが一億二千万。それからそのほか給与所得の伸びが予定をされております。それから法人関係の法人税割六千六百万、これは最近の企業の景気の動向、その他検討した結果、これだけの額が今後見込めるであろうということでの提案でございます。次に固定資産税、国有資産等、所在市町村交付金及び納付金については三百十八万九千円の補正となっております。さらに特別土地保有税、これは十四社の所得税並びに保有税でありますけれども対象面積は二十二万七千平米にかかわる課税でありまして五千六百六十四万八千円の補正計上をされております。それから電気税でありますけれども千四百九十三万七千円。四月からの料金アップに基づく補正であります。次に自動車重量税と税千七百九十九万二千円。これは車検の際の譲与税がアップされたということから今回の補正になったわけでありまして。それからその次の自動車取得税交付金、これも税率アップに基づく補正六千六十五万八千円の計上となっております。それから法外援護費補助金百五十五万一千円。これは年末の見舞金としてこれだけの補助金が見込めるといことで、補正計上されて

おります。歳出のうち議会費、これはさきほどの条例改正に基づく人件費等であります。総務費もほとんど人件費にかかわる部分のものがほとんどであります。中に二億一千五百三十七万三千円の土地建物購入費の減額補正がされております。これは当初予算でアニマルを買収するということが一億一千五百二十万円で計上されておりますけれどもこれが買収を取りやめたということでの減額と、南平小学校の用地にかかわる私有地の買収について当初十七万円、坪当たり十七万円見込んでいたものが十四万円の支出で済むということからの減額補正であります。それから議案書の第二表債務負担行為補正追加として水路整備事業として一億円計上をされております。このことについて予定されている水路整備の関係住民が四名傍聴をいたしましたして直接委員会で見解を述べたいという話がありました。しかし委員会として請願審査をいざしらず予算の審議に直接関係住民が参加をする、意見を述べるといふことは前例がありませんし、今後にも禍根を残すことになるのではないだろうか。十二万市民を代表する市議会が遂に一関係住民の意見を審議の際に求めなければ結論が出せないということでは議員としての本来の任務をみずから放棄することにもつながりますし、委員会に予算審議の際に関係住民から意見を聞くということとは好ましくないのではないかと、こういう判断から委員会としてはそのことにかかわりなくこの今回の債務負担行為補正については当然のこととして関係住民の意見を尊重した中で実施をしていくと

いうことで全会一致補正予算も含めて可決をみたわけでありま
す。なおこの予算審議と離れた形で関係住民の意見を若干聞く
ということを行いました。簡単ですけれども以上総務委員会
の審査報告を終わります。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。滝
瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君） 債務負担行為の一億でありま
すが、執行の際に当たっては関係住民との話し合いの中で仕事
を進めていくというふうな結論ですか、総務委員会の。

○議長（大下 博君） 総務委員長。

○総務委員長（米沢照男君） 予算の審議を終わっ
た段階でさきほどいった議会の本来的な権能といえますが、任
務からいってこの審議の過程でその意見を委員会の場で聞くとい
うのは前例がないし、今後もしそういう悪例を残してはまずい
だろうという判断から一応そういうことを抜きに補正予算とし
ては可決をした後に傍聴者に要望意見を述べてもらったところ
いうことであります。今御指摘があったように関係住民と話し
合いをし、そういう手続きを経て実施していくということですが、
これはこのこの債務負担行為の水路整備だけでなくてす
べて行政をやる上では住民の意見を積極的に取り入れてやって
いくということが前提ではないだろうかということによって委員
会では終わっております。

○議長（大下 博君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

では市長のほうへお伺いした
いんですけれども、この計画を立てるに当たりまして関係住民
あるいは用水組合等の了解と申しますか話し合いが行なわれて
おったかどうか御回答をお伺いいたします。

○議長（大下 博君）

市長答弁。

○市長（森田喜美男君）

一つの事業をやるうとする
場合になるべくならば完全な見とおしをつけることが必要なわ
けですが、今回こういう臨時議会に提案するぐらいのことにつ
きましては緊急性があると。今年の用水の上がる時期に工事
をしたいと。そして来年のこの水の処理のことであるという市民
に御迷惑があるわけでありまして、それらを解消するための
繰り上げの事業であるというふうにしたいところ思っておりま
す。できるだけ住民の方々の御意見をお伺いしつつやって
まいります。

○議長（大下 博君）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）

できるだけ住民の意向を聞き
ながらやるということで了解をいたします。非常に緊急性があ
るということも私も分かりますし、早速にやらなければならな
いという問題も分かるわけですが、いずれにいたしましても被
害をこうむる地域の住民、この人たちの了解を取らないうちに
は工事は進めていけないのではないかとこのように考えますの

で、関係住民の代表であります新井の自治会長、あるいは石田
の自治会長、万願寺の自治会長、百草の自治会長等が要望され
ていることでありますので、ぜひ執行にあたりましては関係住
民との話し合いを十分に煮詰めた上で執行をしていただきたい
というふうに要望いたします。

○議長（大下 博君）

次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）

やはり一億のことですが、
これは今、滝瀬議員が言われたんですが、地元の自治会長等と
話す必要ももちろんあるわけですが、やはりこれは新しいこれ
を今まで管理していた堀に流すわけですから、当然今までそ
の水路管理というが、用水組合と話し合わなければならぬ、
そういう点について。なおさきほどアニマルの土地を買収する
なんて聞いたわけですが、それはあそこを買収してどういうふ
うに使う予定であったか。あるいは買収のできなかった理由は
どういったことか、ちょっと説明していただきたい。

○議長（大下 博君）

市長答弁。

○市長（森田喜美男君）

雨水排水を主眼に考えるわ
けでありますし、既存の用水を利用するという部分についての
相談は当然やりますが、何かどこそこを通るにはむろん管理関
係がありますから、了解を得ることは必要であります。いま
で流れておる水を別に何ていいますか、排水の能力を高め
ようということでありまして、特別に何かを加えるというふう

には考えていないわけでして、御了解いただけると思っております。それからもう一つのアニマルの用地云々は、これは当初予算で御説明をしたわけでありまして、庁内が狭隘でありますので、一時庁舎の一部に使おうかということを考えたことがございましたが、それが不可能であるということが分かったというので、やめようということにしたわけでございます。（十九番議員「了解」）

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 私も水路整備についてお伺いしたいと思いますが、滝瀬議員がいろいろ聞いておりますので省略したいと思ひます。ひとつ委員長に伺いたいと思ひますけれども、九月の定例会の時に関係部長のほうからいわれる財源の確保の若干、議会の中でやりとりがあったことは記憶していると思いますが、その中でもうこれ以上財源がないんだというようなニュアンスというか、考え方を植え付けられたわけですけれども、今回かりに首尾よくとりまして、四億三千万ですか、計上されているわけですが、この前の九月の流れの時の説明では、固定資産税あるいはその他の税を含めてももうないんだというような印象を受けていたところが、ふた月と経たないうちにこれだけの数字が出てきたわけですよ。この辺はそういう関連とそれをいわゆる審議いただいたかどうか、これを説明いただきたい。考え方が違うなら別ですけれども。九月の実

情と、今ここで補正組まれたとの、ないいいながらこれが出てきたということですが。簡単に言ううとそういうことです。

○議長（大下 博君） 総務委員長。

○総務委員長（米沢照男君） お答えをいたします。

今回の補正の最大のものは、市民税の個人、これが約三億見込まれているわけですが、これはさきほど御説明しましたように一つは給与所得の伸び、それから土地の譲渡にかかわる課税が見込まれているということですが、この法律改正、法令との関係で四十八年度中に譲渡をすれば当事者といいますが、納税者がその後に譲渡するよりも有利であると、納税の点で。そういうことで四十八年度中に譲渡をしようということで、売り急いだという表現が適切かどうか分かりませんが、いずれにせよ四十八年度末にそういう譲渡の行為が集中した、これは例年になくケース、つまりこの時点でこれだけの譲渡所得、それに対する課税というのはいわけてすけれども、今年に限ってこういった現象があったということですね。税率の関係で四十八年度中に譲渡しようということ、その件数が多かったとこういうことであります。したがって九月の時点ではこの辺の読みといひますか、検討が十分でなかったと、これは法人割の補正についても同じことがいえると思ひます。つまり個々に企業別に立ち入って事業内容なり、景気の動向なり、検討した結果こういう数字が出てきたということになります。したがって

九月議会以後にこういった検討が進む中で最終的にこういう額が見込まれるようになったと、こういうことであります。

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 一生懸命、御審議されてそういうことなので、九月以降ふた月、月でいえば二カ月、正確にいうと三十幾日ということになるわけです。その間にそういうそろばんをはじけるわけですか。よく私からないんですけれども、そういう三億何がしという数字を、そういうことが分かるわけなのか、どうなのか、苛酷的にも、たとえば来年の五月とかなんなら出てくるでしょうけれども、入札とか何か、ことは別にしてもそういう形でそういうようなものが出てきたということ、すぐ出るんですか、計算が。

○議長（大下 博君） 総務委員長。

○総務委員長（米沢照男君） その辺は事務当局の鋭意、努力した結果というふうに評価できるんじゃないかという気がするんですが。もし補足があれば。

○十八番（杉山寅三郎君） 財源がありませんよと言

いながら、二カ月も経たないうちに三億からのやつが減っちゃってくるんだから、今までどうなんだということですよ。

○議長（大下 博君） 市民部長。

○市民部長（赤松行雄君） 九月の頃、三浦議員さんからの御質問がございました。それに対する私のほうの答が

○議長（大下 博君） 杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君） 今、部長が了解してくれ

という話なんですけれども、いわゆるあれを信用するとかしないとかは別として、来年度にならなければおそらくこういうものは出てこないんじゃないかと、素人的にも考えられるので、一応説明というか、お答はお伺いいたしておきますけれども、

問題はまだ残るような気がいたしますけれども、以上です。

○議長（大下 博君） これをもって質疑を終結いたします。

次に厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）

それでは審査結果を御報告いたします。議案第一二四号の昭和四十九年度日野市一般会計補正予算のうちの民生費、衛生費について慎重審議をいたしました結果、全員一致で認定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下 博君） 質疑はありませんか。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

次に都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）

それは議案第一二四号一般会計の補正予算につきまして当委員会に付託されたところの、労働費、農業費、商工費、土木費等、これは今回の職員のベースアップによるところの人件費でございます。なお都市計画におきまして公共下水道に六百九十二万四千円という補正は繰出金になっております。以上でございます。まして当委員会としては全会一致をもって認定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議案第一二九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）に関する厚生委員会審査報告を一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認め、議案第一二五号、一二七号、一二八号、一二九号の厚生委員会審査報告を一括議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）

それでは御報告いたします。議案第一二五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算、議案第一二七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算、議案第一二八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算、議案第一二九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算の審査結果を御報告いたします。まず一二五号でございますが、二千万円の補正でございます。まして慎重審議の結果全会一致で認定をいたしました。それから一二七号でございますが、下水道事業特別会計のほうは六百九十二万四千円のそれぞれの補正でございます。慎重審議の結果、全員一致で認定をいたしました。一二八号は市立病院の補正でございます。一億四千三百三十六万五千円のそれぞれの補正でございます。これも全員一致で認定をいたしました。

○議長（大下 博君） これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。

次に文教委員長の審査報告を求めます。

（文教委員長登壇）

○文教委員長（滝瀬敏朗君）

それでは文教委員会の審査報告をいたします。議案第一二四号であります。本議案につきましては職員のベースアップによるものであります。慎重審議をいたしました結果、認定することに決定いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下 博君）

質疑はありませんか。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって議案第一二四号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第三号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一二五号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一二八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）

一二九号は、日野市受託水道事業特別会計でございます。六千三百四十二万七千円のそれぞれの補正でございます。慎重審議の結果、全員一致で認定をいたしました。よろしく御願いたします。

○議長（大下 博君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。これより本四件について採決いたします。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下 博君）

御異議ないものと認めます。よって議案第一二五号、昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）、議案第一二七号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一二八号昭和四十九年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第二号）議案第一二九号昭和四十九年度日野市受託水道事業特別会計補正予算（第一号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第一二六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第三号）、議案第一三〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算（第二号）に関する都市計画産業建設委員会審査報告を一括議題としたいと思います。

す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君) 御異議ないものと認め、議案第一二六号、一三〇号の都市計画産業建設委員会審査報告を一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

(都市計画産業建設委員長登壇)

○都市計画産業建設委員長(高橋通夫君)

議案第一二六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算でございますが、これは五百四十三万でございますが、これはいづれも神明上、四ッ谷下、都市計画に對するところの職員、今回のベースアップによるところの人員費の増でございます。それから議案第一三〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算でございますが、これも今回の職員、ベースアップによるところの人員費の増でございますが、この中でこの事務費の賦課金の二十五万六千円というのがございますが、これは当初予算に五万円計上してございまして、四十八年度の繰越金が三十万六千ございまして、その当初の五万円を引いた残りが二十五万六千円ということでございます。当委員会としては、全員一致をもって認定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(大下 博君)

これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本二件について採決いたします。本二件に對する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認めます。

よって議案第一二六号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算(第三号)、議案第一三〇号昭和四十九年度日野市農業共済事業特別会計補正予算(第二号)の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第一三一号多摩平幹線二号線歩道設置及び舗装新設工事請負契約の締結、議案第一三二号日野市立高幡台地域福祉会館(仮称)追加工事請負契約の締結に關する総務委員会審査報告を議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認め、議案

第一三一号、一三二号の総務委員会審査報告を一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

(総務委員長登壇)

○総務委員長(米沢照男君)

御報告をいたします。

議案第一三一号は、多摩平幹線二号線歩道設置及び舗装新設工事であります。契約金額は三千四十八万九千円、契約の相手方は豊建設であります。工事の内容は、多摩平団地の第四団地の南側の道路、都市計画街路二・二・六号線に通ずる道路の歩道設置及び舗装工事であります。延長五二九メートルであります。

委員会としては、全会一致で可決を見ております。さらに議案一三二号市立高幡台地域福祉会館の追加工事、契約金額は四千八百八十三万円、契約の相手方は東洋鋼管建設であります。主としてこれは二階の部分の追加工事でありますけれども、建設面積は三百二十三平米であります。委員会としては慎重審議した結果、全会一致で可決を見ております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(大下 博君)

これより質疑に入ります。

なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本二件について採決いたします。本二件に對する委員長報告は原案可決であります。本二件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大下 博君)

御異議ないものと認めます。

よって議案第一三一号多摩平幹線二号線歩道設置及び舗装新設工事請負契約の締結、議案第一三二号日野市高幡台地域福祉会

館(仮称)追加工事請負契約の締結の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。これをもって昭和四十九年第三回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午後一時五十八分 閉会

右会議の次第は書記の記載したものであり、その内容が正確であることを証しここに署名する。

昭和四十九年 月 日

日野市議会議長 大下 博

署名議員 谷 栄吉

署名議員 剣持 佐吉

日野市立図書館
☎042-581-7354



5277150

日野市立
図書館 1340